

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 背景

小山市（以下「本市」という。）では、平成27（2015）年7月に「第2次小山市情報化基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「第2次小山市長期ビジョン（平成26（2014）年3月策定）」（以下「長期ビジョン」という。）の基本理念である「ひと・行政を創る」、「まちを創る」、「暮らしを創る」を前提とした「小山市のあるべき姿」を実現するため、ICT<sup>(\*)</sup>を活用することにより情報化に取り組んできました。

国は、令和元（2019）年12月にデジタル・ガバメント実行計画<sup>(\*)</sup>を策定し、地方自治体に対して行政手続きのオンライン化やシステム等の共同利用など、より一層のICTの活用を強く求めています。これは、AI<sup>(\*)</sup>技術やRPA<sup>(\*)</sup>技術などの進展により、先端技術の行政事務への幅広い活用が可能な時代となり、民間では量子コンピュータ<sup>(\*)</sup>の実用化や超高速通信が可能な第5世代移動通信システム（5G）<sup>(\*)</sup>にAI技術を組み合わせることで、大量のデータを高速解析し、新たなサービスを生み出すビジネス改革が始まっているからです。

本市では、令和3（2021）年3月に「第8次小山市総合計画」（以下「総合計画」という。）が策定され、多様化する市民の価値観やニーズを的確に捉えながら、社会経済情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりを計画的・積極的に推進しています。

### 2. 目的

「第3次小山市情報化基本計画」（以下「本計画」という。）では、長期ビジョンで示された3つの基本理念を前提とした「小山市のあるべき姿」を実現するとともに、総合計画で目指すまちづくりの目標“「ひと」「まち」「暮らし」がいきいき 未来へつながるおやま”に、ICTの側面から寄与します。

最新のICTを最大限活用することにより、市民の求める多様な行政サービスに対応し、暮らしやすいまちづくりや、地域経済や社会の活性化に向けて取り組み、今後の一層進む少子高齢化時代に向け、少ない職員でも市民への行政サービスレベルが保持できるよう、行政事務のデジタル化や業務改革（BPR）<sup>(\*)</sup>を推進することを目的としています。また、安全・安心な行政であり続けるため、情報セキュリティ<sup>(\*)</sup>の強化や業務継続計画（BCP）<sup>(\*)</sup>の実効性を確保します。

今後もICTを取り巻く環境は、飛躍的な変化が予想されるため、人材育成に力を入れ、柔軟に対応できる体制のもと、本市のICT技術の活用を計画的かつ総合的に推進する指針として「第3次小山市情報化基本計画」を策定するものです。

### 3. 位置付け

本計画は、本市の全体計画である長期ビジョンおよび総合計画における目標と分野別の具体的な施策との整合性を図りながら、本市におけるICT全般に係る個別計画として位置付けます。

また、各部門において策定された計画とは、並列の関係に位置付け、各個別計画に定められたICT関連の施策を本計画に網羅するとともに、連動性を確保して進捗管理や実績評価などを実施します。

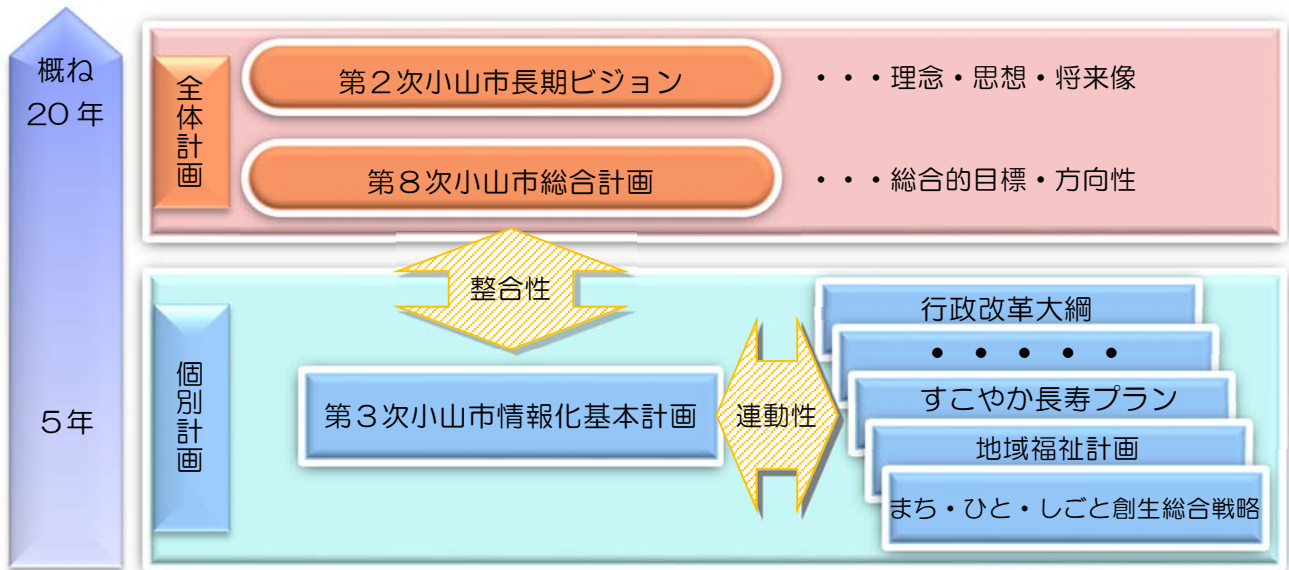


図1-1. 全体計画との位置づけ

#### 4. 計画期間

本計画の期間は、前計画と同様に5年間とし、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までとします。民間企業では、新たなデジタル技術を駆使し、これまでにないビジネスモデルを展開するデジタル・トランスフォーメーション(DX: Digital Transformation) (\*)がスピード感を持って推進されるなど、社会情勢が急激に変化するとともに住民ニーズも多様化し、地方自治体を取り巻くICT環境も変化しています。

このため、年度ごとに評価を実施し、必要に応じて情報化施策の見直しを行います。(本計画の見直し及び評価方法については、第7章の推進体制を参照ください。)

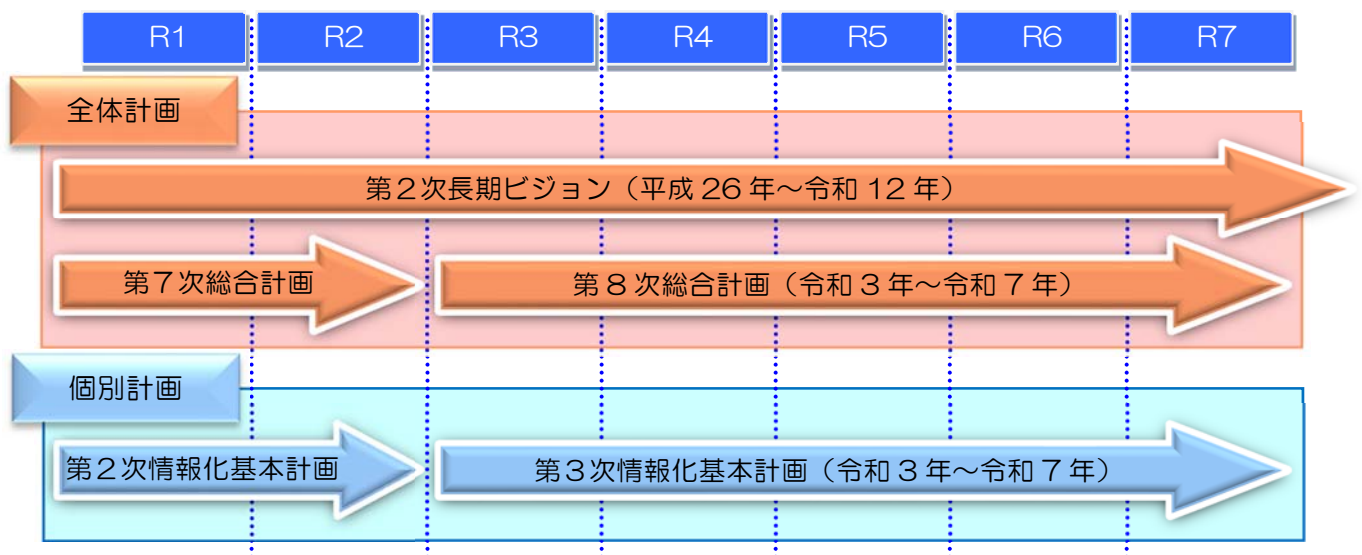


図1-2. 計画の対象期間

## 5. 計画の構成

本計画の策定にあたっては、本市を取り巻く国や栃木県、地方自治体、民間における情報化推進の現状を踏まえた上で、前計画で実施した施策の進捗状況や成果、課題などを評価し、今後のICT施策に関する戦略を明確にします。これらの現状分析においては、国や県などの外的要素、本市の内的要素のみならず、行政サービスの受益者である市民に対してアンケートを行うことにより、“市民が求めているもの”、“重要と捉えているもの”、“将来の情報化施策に期待するもの”という観点からも分析を行っています。

この分析結果に応じて、本市のICT戦略及び目的を定めた上で、課題解決の具体的な施策を取りまとめ、それらを遂行、進捗管理する推進体制を明示しています。

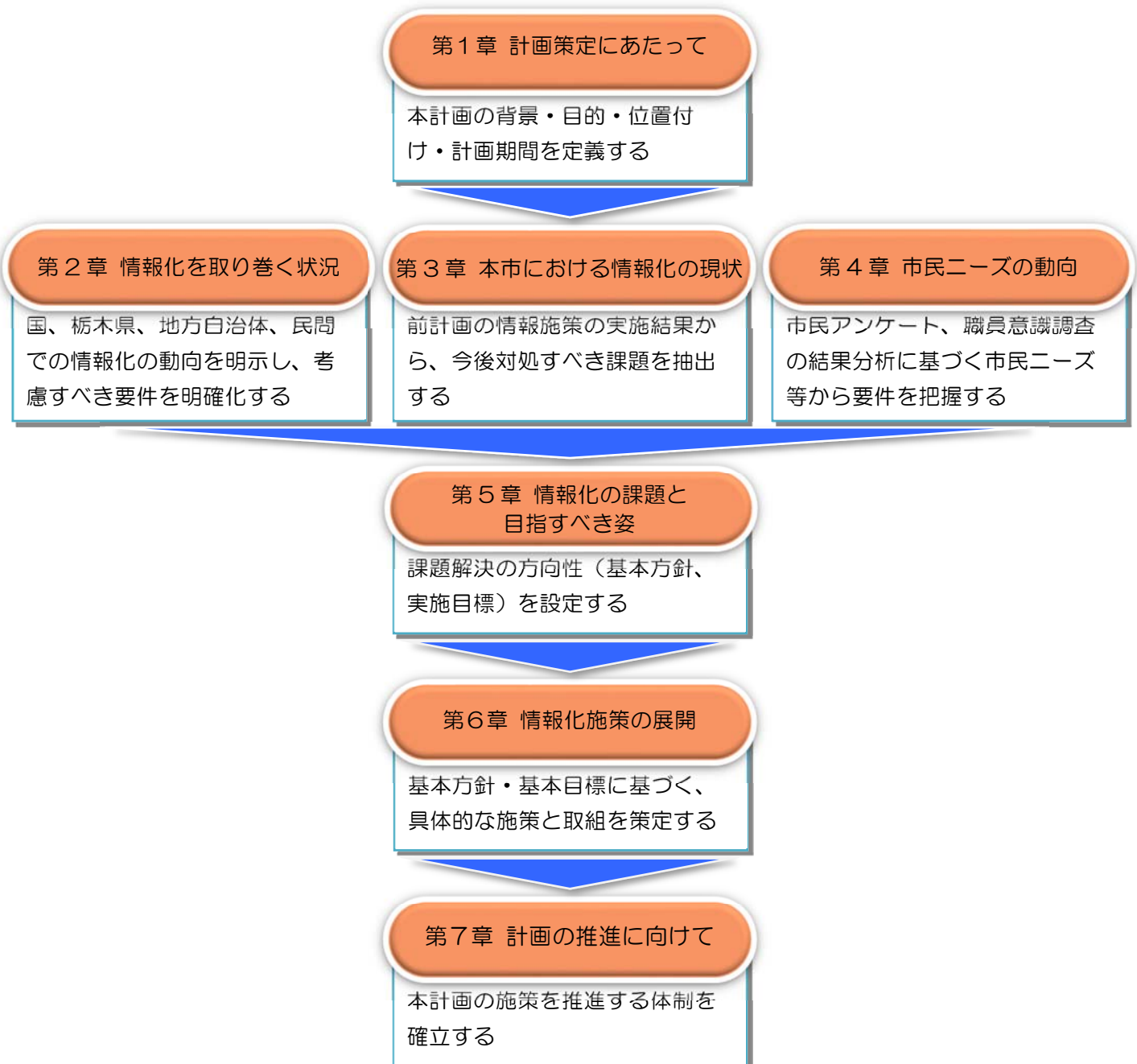


図1-3. 本計画の各章の関係性と概要